

家庭用空調・床暖房契約

(選 択 約 款)

2024年7月17日実施

福井都市ガス株式会社

目次

(頁)

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 精算	5
10. 設置確認	5
11. その他	6

附則

1. 実施期日	7
---------	---

(別表)

1. 早収料金の算定方法	8
2. 料金表	9

1. 目的

この選択約款は、家庭用空調及び床暖房の普及を通じ、福井都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の製造供給設備の効率的な運用に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、料金、その他の供給条件は、変更後のこの選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された供給条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) お客さまは、この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社の供給するガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「ガス給湯システム」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社の供給するガスを使用する多機能給湯器若しくは専用給湯器とそれに温水管を用い接続する端末機の総称とし、「温水床暖房」とは、ガス給湯システムのうち、居室等の床面に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。「温水暖房機」とは、ガス給湯システムのうち、温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。「浴室暖房乾燥機」とは、ガス給湯システムのうち、浴室に設置した配管に温水を供給して暖房又は

乾燥を行うシステムをいいます。

- (3) 「家庭用空調機器」とは、冷凍能力22.4キロワット（6.4アメリカ冷凍トン）以下の空調機器のうち、ガスヒートポンプ方式の機器及びガス吸収式の機器をいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「夏期」とは7月検針分（6月定例検針日の翌日から7月定例検針日まで）から9月検針分（8月定例検針日の翌日から9月定例検針日まで）までの3カ月の期間をいい、「夏期を除く期間」とは10月検針分（9月定例検針日の翌日から10月定例検針日まで）から翌年6月検針分（5月定例検針日の翌日から6月定例検針日まで）までの9カ月の期間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは消費税法の規定にもとづく税率に地方消費税の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (8) 「単位料金」とは、別表の料金表に規定する基準単位料金又は8に規定する調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器又は温水床暖房若しくは浴室暖房機及び浴室暖房乾燥機を備えたガス給湯システムを、専用住宅又は1需要場所におけるメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の選択約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款18（4）の規定により料金を算定しているお客さまについては、そのメーターの能力の合計といたします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望する場合に適用いたします。

5. 契約の成立

この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾した時に成立いたします。

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申込みしていただきます。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日

(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。

②当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

③契約期間満了に先立って解約の申込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 当社は、この選択約款及び他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス供給約款にもとづく契約を締結した方が、同一需要場所でこの選択約款の申込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申込みされた場合には、申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との一般ガス供給約款又は他の選択約款(すでに消滅しているものも含みます。)にもとづく料金を一般ガス供給約款に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款への申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の定例検針日及び今回の定例検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から定例検針日の属する月の翌月20日(休日の場合は、その直後の休日でない日)まで(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含んだ料金をいいます。以下同じ。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増し

した額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下同じ。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (4) 当社は、料金を口座振替によりお支払いいただくお客さまで、当社の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降の直後の当社が指定する口座振替日にお客さまの預金口座から引き落としした場合は、早収期間内にお支払いがあったものといたします。
- (5) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回定例検針日が一般ガス供給約款 13（2）①の場合は初回定例検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス供給約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。
- (6) お客さまの過失や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は 7（1）にもとづく 1 カ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は 7（1）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表 1（3）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

53,780 円

②平均原料価格（トン当たり）

液化天然ガス及び液化石油ガスのそれぞれについて、別表 1（3）に定める各 3

カ月間における各月の輸入の価額（関税法第102条第3項の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計（以下「統計」といいます。）にもとづく価額をいいます。）の合計額を、当該3カ月間の輸入の数量（統計にもとづく数量をいいます。）の合計量で除して得たトン当たり平均価格（この平均価格に10円未満の端数が生じたときは、四捨五入いたします。）をもとに次の算式で算定した金額（この金額に10円未満の端数が生じたときは、四捨五入いたします。）といたします。

（算式）

トン当たり液化天然ガス平均価格×0.9322+トン当たり液化石油ガス平均価格×0.0729

（備考）

液化天然ガス及び液化石油ガスのトン当たり平均原料価格は、当社窓口掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 精算

4の条件を満たさないでガスを使用した場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める早収料金と、既に料金として支払った金額との差額を精算させていただきます。ただし、既に料金として支払った金額に遅収加算額が含まれる場合は遅収加算額を除いた金額といたします。

10. 設置確認

- (1) 当社は、適用条件の確認のため、契約期間中にお客さまが4の条件を満たすガス設備を設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の適用を承諾しない、又はこの選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) お客さまは、4の条件を満たすガス設備を取り外した場合は、直ちにその旨を当社に

連絡していただきます。なお、ご使用になるガス設備が4の条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。ただし、建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (3) (1) 又は (2) にもとづく解約日は、4に規定する適用条件を満たさなくなった日以降、最初の定例検針日といたします。

1 1 . その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附則

1. 実施期日

この選択約款は、2024年7月17日から実施いたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8に規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

ガスメーター1個1月につき	2,509.54円 (消費税相当額を含みます。)
---------------	-----------------------------

(2) 基準単位料金 (夏期：7月分～9月分、夏期を除く期間：10月分～翌年6月分)

1立方メートルにつき	夏期	128.15円 (消費税相当額を含みます。)
	夏期を除く期間	148.72円 (消費税相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。